

■修士論文要旨

所得税法第56条の再検討

—世帯内所得分割の問題と解決の方向性—

Reexamination of the Article 56 of Income Tax Law

—Problems of the Income division in the household and Direction of the solution—

神奈川大学大学院 経営学研究科
国際経営専攻 博士前期課程

高橋 里英

TAKAHASHI, Rie

本稿の目的は、タイトル通りに所得税法第56条(以下「法56条」)のあり方や意義を再検討することにある。なぜ再検討が求められるのかといえ、同条によって納税者間の公平が阻害されたり、適正な税務行政の執行が妨げられたりといった重大な問題が生じているからである。例えば、独立して専門的な事業を営む事業者が夫婦であるか否かによって、税負担に違いが生じてしまっていることがあげられる。

ちなみに法56条は、生計を一にする親族間の取引を課税の上で認定しない規定であり、世帯内での恣意的な所得分割を防ぐために設けられている。同条の立法主旨や法的な意義は、第1章にて詳述するが、シャープ勧告に基づき戦後すぐに制定された古い制度である。

かくも長く存在する法律が、なぜ深刻な問題を発生させているのか。その問題をいかに解消するのか。この課題に迫るために、本稿ではまず判例の分析から着手していくこととした。判例研究を通して、具体的かつ現実の問題点を把握できるし、問題解消のためにいかに税法を修正すればよいのかもわかるのではないかと思われたからである。

具体的には第2章で、次の3点を争点とする判

例に詳細な分析を加えた。すなわち、①生計を一にするという「生計要件」をいかに定義すべきかを巡る争点、②事業に従事するかいなかを定義する「事業要件」を巡る争点、③「組合」に関する法規定の不足により生じている争点、である。

これらの判例研究を通して、問題の所存が明確になり、したがって税法改正の方向が見えるようになった。ただしその方向は、当初想定していたものと異なり、短期的に達成可能な方向ではないようである。法56条の小手先の改正や代替案なしの条文廃止では、理想的な解決策には見出しがたいのではないかと思われるからである。

そうであれば、現行の税法の枠内にとどまらず、より広い視座で問題を観察必要があるのではないかと考えた。その結果、さらなる考察として行なったのが、法56条の立法主旨と現実社会の姿との乖離である。というのは、法56条を巡る問題の多くは、法と現実とがずれていることから生じているように思われるからである。問題が現実社会とのズレから生じているのであれば、いくら税法の枠内で改正を繰り返しても、根本的な問題の解消にはつながらないのである。

第3章は、このズレを豊富な統計データを用い

ることで明らかにした。ここでいうズレとは、例えば女性の社会進出が進み、かつ専門能力を持った女性が増えたことであり、1世帯において夫の事業と妻の事業が並存、さらには連携する機会が劇的に増えたことである。この状況に対して、戦後すぐに立法された法56条では対応がまったくできないのである。

ここまで問題が明らかになると、最後に行なわねばならないのは、税法の枠から一步踏み出す解決策の模索である。すると自ずと念頭に浮かぶのは、税制の検討では古くから俎上に載せられてきた「課税単位の変更」（いわゆる2分2乗、N分N乗など）である。

そこで第3章の後半では、政府税制調査会で長年にわたって繰り返し行なわれている2分2乗の審議状況や、他国での実施例を考察した。実際、米独では2分2乗が採用され、フランスではN分N乗が実施されているのである。これらの検討を通して、課税単位の変更がいかなる意味を持つのか、わが国ではたして実施可能なのか、制度変更によって不公平が生じるようなことはないのか等、重要な論点が明らかになった。

そこで最終的に導き出されたのが、次の3つの選択肢である。3つの選択肢とは、①「法57条拡大案」、②「法56・57条廃止案」、③「課税単位変更案」であり、このうち本稿の結論とは、③の「課税単位変更案」を実現するために詳細かつ慎重な検討を速やかに行なうべきであるという結論である。

この結論に至った理由は、①と②では、判例研究から明らかになったように、望ましい問題解決に至らないからである。その点で③は、大きな課題は残るものの、問題を最もすっきりと解消することができ、かつ社会の変化にも柔軟に適合することができるのである。ここで「大きな課題」という表現を用いたが、ここに本稿の結論がややもすればすっきりしない原因がある。

「課税単位変更案」を実行すべきと結論づければすっきりするのだが、そういえないほどに変更の影響が大きいのである。制度変更の影響をいか

に判断すべきか、どのような制度を仕組んでいくのかは、租税の理論、税法の観点を超えており、政治的な判断が必要となる。多大な影響の判断を下すためには、より広い範囲で検討を行っていく必要があると思われるからである。かくして本稿の結論は、制度変更の実現に向けて、十分な検討を速やかに行なうべきとなったのである。